

# 家庭系収集輸送業務の 民間委託化について

一般社団法人 大阪市一般廃棄物適正処理協会  
平成24年5月7日

# 大阪市における「直営」と「許可業者」の位置づけ

- 昭和29年の「清掃法」(現在の「廃掃法」の前身)制定時に、当時公務員として人材募集が困難であり、サービス体制が弱体であった「直営」の収集運搬部門とは別に、従来より事業系排出者に対して「毎日収集」等のサービス形態で廃棄物の収集運搬に従事していた民間業者に「許可」を与えて、廃棄物処理体制に組み込んだという歴史的経緯がある。

# 現行「廃掃法」における「直営」と「許可業者」の位置づけ

## ○ 第7条第5項

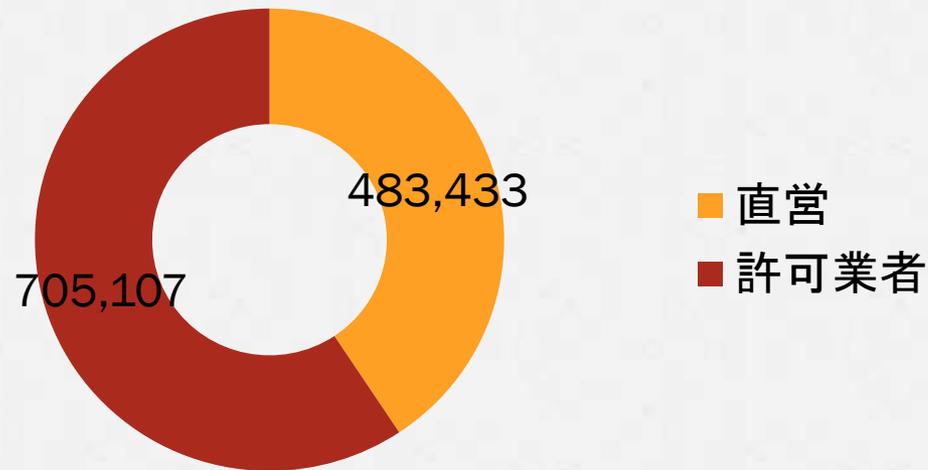
市町村長は、(第一項の)許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一. 当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。
- 二. その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。
- 三. (以下 省略)

○ つまり、「許可業者」は、「直営」の業務を「補完」するものであり、一般廃棄物の処理計画により位置づけられている。

# 大阪市における「直営」と「許可業者」の規模比較①

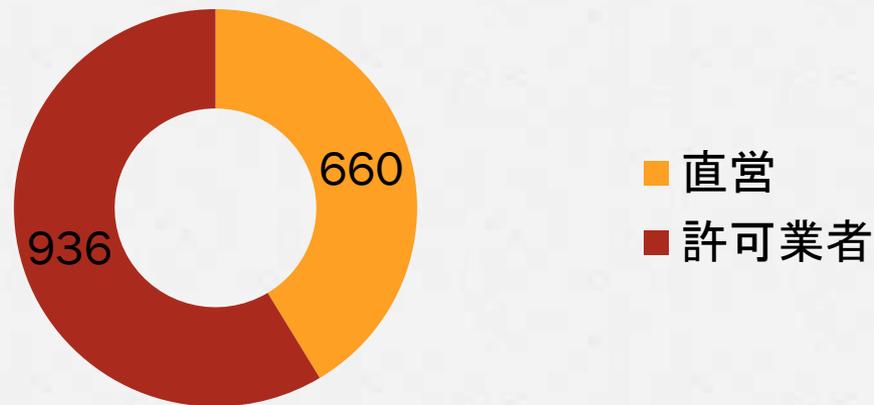
処理量(平成22年度) (t/年)



※大阪市環境局資料

# 大阪市における「直営」と「許可業者」の規模比較②

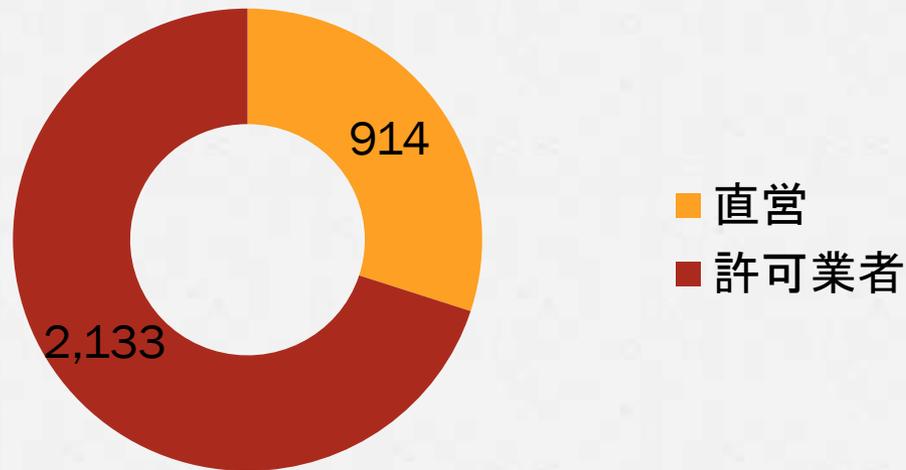
承認車両台数(平成22年度)  
(台)



※環境省 一般廃棄物処理実態調査結果

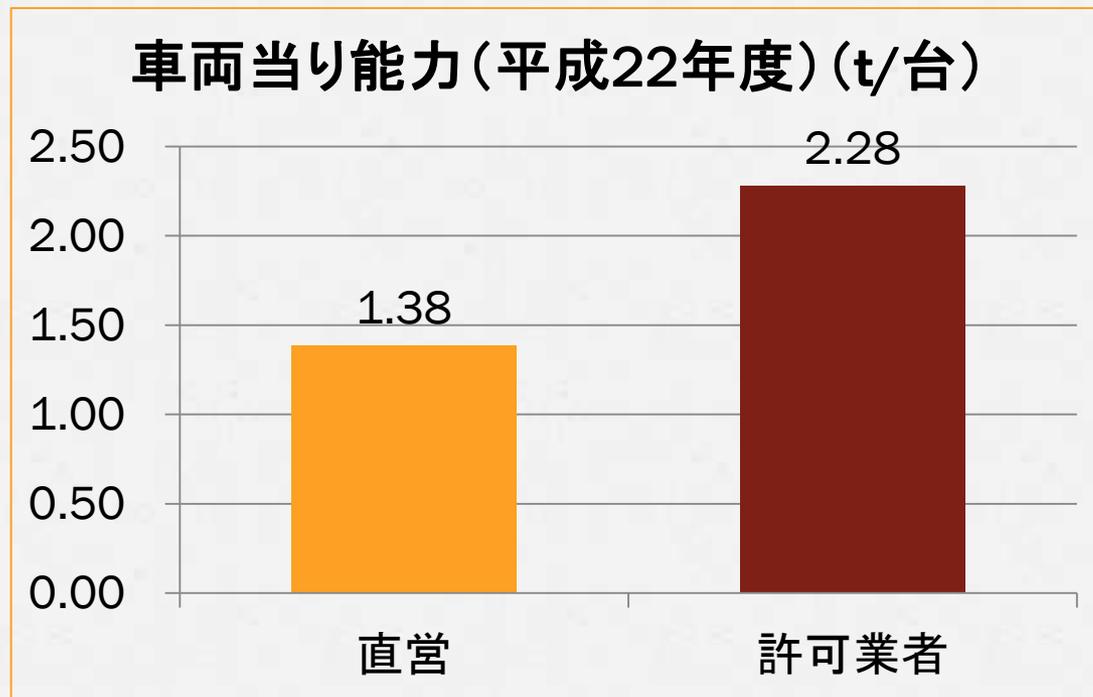
# 大阪市における「直営」と「許可業者」の規模比較③

承認車両能力(平成22年度) (t)



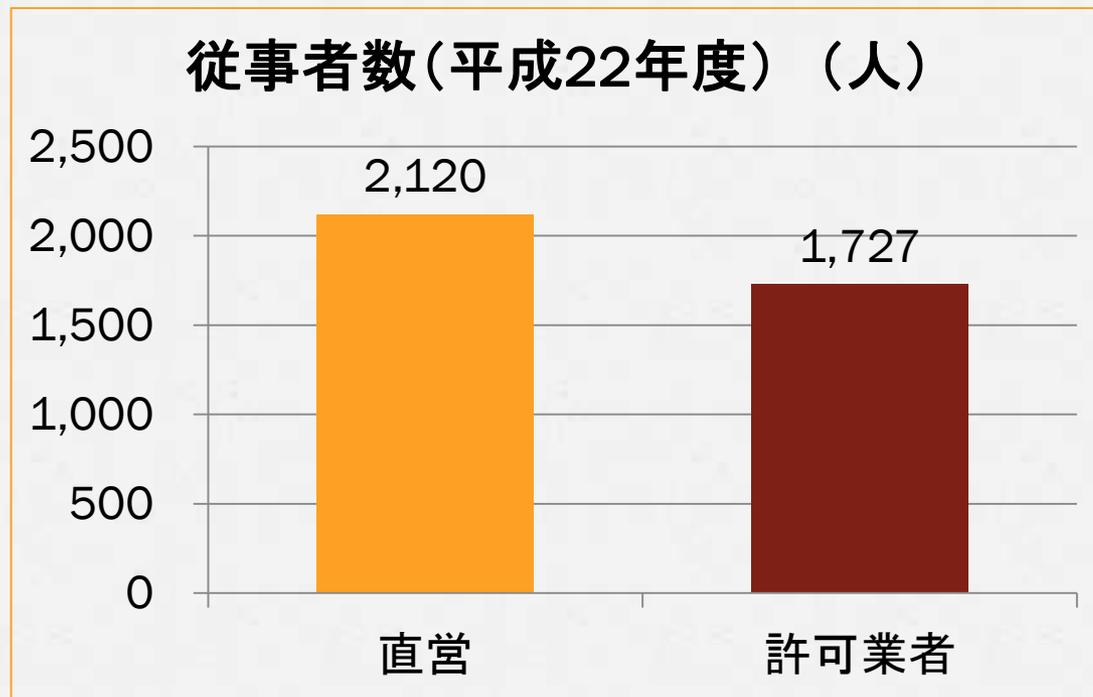
※環境省 一般廃棄物処理実態調査結果

# 大阪市における「直営」と「許可業者」の規模比較④



※環境省 一般廃棄物処理実態調査結果より算出

# 大阪市における「直営」と「許可業者」の規模比較⑤



※環境省 一般廃棄物処理実態調査結果

# 前半：まとめ

- 大阪市における「許可業者団体」の規模と能力は「直営」を大きく上回る。
- 大阪市の「許可業者」は、個々を見ると零細ではあるが、そのほとんど(9割以上)が「一般社団法人 一般廃棄物適正処理協会」に所属し、廃棄物の適正処理やリサイクル処理について、統一的に前向きに取り組んでいる。
- よって、「許可業者団体」は現時点においても、業務遂行能力を十分に持っており、現業職員(公務員)の受け皿となり得る。

## 「直営」と「許可業者」による 「家庭系」と「事業系」の処理状況（平成17年度）

	直営収集	許可業者収集
家庭系 ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>48.3万t/年間</li> <li>無料回収(全額税投入)</li> <li>「普通ごみ」(週2回収)</li> <li>「資源ごみ」(週1回収)</li> <li>(「粗大ごみ」は、随時・有料回収)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>8万t/年間</li> <li>許可業者とごみの排出事業者間で個別に契約を締結する。</li> <li>条例に定める料金を個別に徴収する</li> <li>マンション等における毎日収集など直営サービスでは対応できない部分（有料回収）</li> </ul>
事業系 ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>11.7万t/年間</li> <li>10(kg/日)未満事業所は無料回収（家庭系と同等の扱い）</li> <li>10(kg/日)を超える事業所は条例に定める料金を個別に徴収する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>82.2万t/年間</li> <li>許可業者とごみの排出事業者間で個別に契約を締結する。</li> <li>条例に定める料金を個別に徴収する</li> </ul>

この部分が、従来より「民間委託」化のターゲットとなっている領域

# 「直営収集」の「民間委託化」とは

- ここでいう「民間委託化」とは、市町村が有する廃棄物の処理責任のうち、収集運搬業務について、委託料(※1,2)を支払い、民間業者に業務を委託することである。
- (※1) 廃掃法施行令 第4条5項には、「委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること。」と規定されている。
- (※2) あくまでも、委託料は市税によりまかなわれるものであり、民間許可業者が直接的に排出者(各家庭等)より料金徴収を行うものではない。
- 「民間委託化」の目的は、民間活力の導入により、安定的・継続的な良質の水準が担保された上で、「直営収集」より低いコストでサービスの提供が実現されることである。
- よって、現時点では「直営収集」の「民間委託化」の受け皿として、業務実績と遂行能力を有する、既存の一般廃棄物収集運搬「許可業者団体」が現実的である。

# なぜ許可業者「団体」が受け皿に適しているのか

## ①（リスク分散の観点から）

	a.一定規模の受け皿組織が一社で多台数(数十台～数百台)一括で委託業務を受ける場合	b.許可業者団体が一括(大阪市全量)で委託業務を受け、加盟業者1社につき2～3台程度に分割して業務を委託する場合
倒産やストライキ等による業務不能時の影響範囲	多台数(数十～数百台)に及ぶ可能性あり	最大2～3台程度分の範囲で収まる
他社によるリカバリー	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務情報を共有しないためリカバリーが困難</li> <li>多台数分の業務の代替組織の選定が困難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>団体が情報を把握しているため、リカバリーが容易</li> <li>少台数のため、団体加盟の代替業者の選定が即時に可能</li> </ul>
業務品質が満たされない場合の業者変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>多台数(数十～数百台)の契約のため、契約期間中の業者変更は困難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>代替業者が多数いることにより、団体の責任において、業者変更が容易に可能</li> </ul>

# なぜ許可業者「団体」が受け皿に適しているのか

## ②（他都市の実例から）

### a.他県政令指定都市 Y市の例

- 受託業者が、多台数の委託業務を落札したが、契約期間の途中で業務を放棄した。
- そのため、「ごみの回収」という日常生活に不可欠なサービスの提供が広範囲・長期間にわたり滞り、市民に多大な迷惑を与えることとなった。
- 結果、代替業者が即時に選定できず、「直営収集」をせざるを得なくなり、民間委託化が頓挫した。

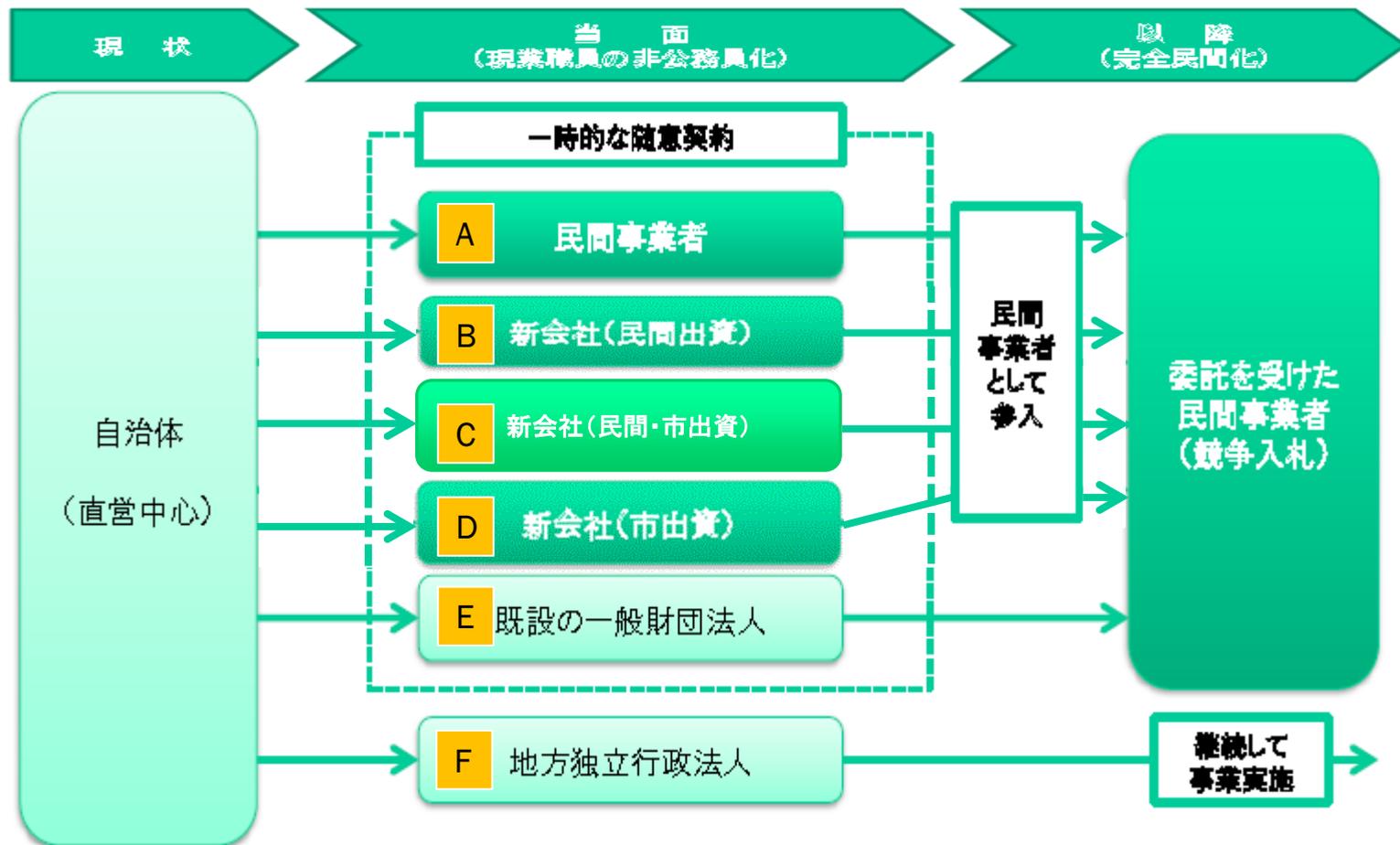
リスク管理の失敗

### b.大阪府下 H市の例

- 業界団体が落札し、加盟業者に1社あたり1台ずつ業務を振り分けた。
- そのため、加盟業者のうち1社が倒産した時も、別の加盟業者に即時に業務が引き継がれ、市民に一切迷惑をかけることなく業務を遂行できた。

リスク管理の成功

# PTが提案した「直営」部門の非公務員化の「6パターン」



※4/24 第9回府市統合本部資料(P.19)を修正

# 6パターンの比較①

	A. 民間事業者		新会社設立 (例.株式会社 など)						E. 一般財団法人 (既設)		F. 地方独立行政法人	
			B.民間出資		C.民間・市出資		D.市出資					
評価者	協会	PT	協会	PT	協会	PT	協会	PT	協会	PT	協会	PT
想定する形態の概要	ごみの収集について、職員の引き受けを条件に、一定期間特定の民間事業者へ委託する。		ごみの収集業務作業を事業として行う会社を民間が出資して設立。職員を移して一定期間随意契約で委託する。		ごみの収集業務作業を事業として行う会社を民間及び市が出資して設立。職員を移して一定期間随意契約で委託する。		ごみの収集業務作業を事業として行う会社を市が出資して設立。職員を移して一定期間随意契約で委託する。		職員を引き受けた上で、ごみの収集業務を受託して実施する		ごみの収集業務を執行する機関として地方独立法人を設立し、業務を行わせる	
設置に関する法的課題	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	■ 法令の改正	■ 法令の改正

※ 4/24 第9回府市統合本部資料(P.20)に基づき作成

※ 現状より良くなるものは□、悪くなるものは■、あまりかわらないものは「—」で表示した。

# 6パターンの比較②

	A. 民間事業者		新会社設立 (例.株式会社 など)						E. 一般財団法人 (既設)		F. 地方独立 行政法人	
			B.民間出資		C.民間・市 出資		D.市出資					
評価者	協会	PT	協会	PT	協会	PT	協会	PT	協会	PT	協会	PT
組織の 設立準備等	<input type="checkbox"/> 統一的な労働条件で雇用可能	—	<input type="checkbox"/> 既存許可団体が出資可能	<input checked="" type="checkbox"/> 出資者の募集等に課題	<input type="checkbox"/> 既存許可団体が出資可能	<input checked="" type="checkbox"/>	—	<input checked="" type="checkbox"/> 給与システムの開発費等	<input checked="" type="checkbox"/> マニフェストに反する	—	<input checked="" type="checkbox"/> 法令の改正が必要	<input checked="" type="checkbox"/> 給与システムの開発費等
一定期間の 随意契約の 必要	<input type="checkbox"/> 初回のみ短期指名入札	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 初回のみ短期指名入札	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	—	—
市費投入	移行時の退職金支給	—	<input checked="" type="checkbox"/>	—	<input checked="" type="checkbox"/>	—	<input checked="" type="checkbox"/>	—	<input checked="" type="checkbox"/>	—	—	—
	団体としての独自収益等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 独自事業可能のため	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 独自事業可能のため	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

# 6パターンの比較③

		A. 民間事業者		新会社設立 (例.株式会社 など)						E. 一般財団法人 (既設)		F. 地方独立 行政法人	
				B.民間出資		C.民間・市 出資		D.市出資					
評価者		協会	PT	協会	PT	協会	PT	協会	PT	協会	PT	協会	PT
受け皿としての可能性	非公務員化	□	□	□	□	■	□	■	□	■	□	■	□
	現時点での受け皿の有無	□	■ 業務遂行能力を持った事業者の有無	□	—	■	—	■	□	■	—	■	—
民間活力の導入		□	□	□	□	■	□	■	—	■	—	■	—
総合評価 □=1点 —=0点 ■=-1点		6	0	6	0	-2	0	-3	0	-4	0	-4	0

# 「直営」方式と「A.民間業者」方式の 民間委託のコスト比較（平成22年度）

（単位：千円）

	「直営」方式	「A.民間業者」方式
人件費	17,372,360	0
設備費・消耗品費	2,775,213	0
委託費	0	人件費相当分(※1) 10,600,000 設備費・消耗品費相当分(※2) 2,775,213 利益相当分(※3) 1,337,521
合計	20,147,573	14,712,734

※1 年間給与 500万円×2,120人(現行要員数)

※2 削減効果なしと仮定

※3 費用の10%を利益と想定(利益率 9.1%)

※環境省 平成22年度一般廃棄物処理実態調査結果より

年間  
54.3億円  
(27.0%)の  
削減効果